

令和5年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分
閉 会 午後 2時29分

○招 集 年 月 日

令和5年12月12日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和5年12月14日（木曜日）午前10時

○出 席 議 員 （15名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議会副議長 3番 岸本好且
余市町議会議員 1番 山本正行
" 2番 尾森加奈恵
" 4番 佐藤剛司
" 5番 内海富美子
" 6番 庄巖龍
" 7番 中井寿夫
" 8番 川内谷幸恵
" 9番 土屋美奈子
" 10番 伊藤正明
" 11番 茅根英昭
" 13番 ジャストミートあたる
" 15番 白川栄美子
" 16番 寺田進

○欠 席 議 員 （1名）

余市町議会議員 14番 大物翔

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
副 町 長 渡 邊 郁 尚
総務部長（兼）税務課長 高 橋 伸 明
総 務 課 長 越 智 英 章
財 政 課 長 高 田 幸 樹
民 生 部 長 篠 原 道 憲
福 祉 課 長 大 平 直 規
子育て・健康推進課長 新 木 徹 也
保 険 課 長 小 黒 雅 文
環 境 対 策 課 長 大 森 直 也
総 合 政 策 部 長 阿 部 弘 亨
政 策 推 進 課 長 橋 端 良 平
農 林 水 産 課 長 奈 良 論
商 工 観 光 課 長 原 田 孝 嗣
建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
建 設 課 長 成 田 文 明
まちづくり計画課長 北 島 貴 光
下 水 道 課 長 樋 口 正 人
水 道 課 長 紺 谷 友 之
会計管理者（併）会計課長 須 貝 達 哉
農 業 委 員 会 事 務 局 長 濱 川 龍 一
教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
教 育 部 長 浅 野 敏 昭
学 校 教 育 課 長 内 田 真 樹 子
社 会 教 育 課 長 中 島 豊
選挙管理委員会事務局長
（併）監査委員事務局長 石 川 智 子

○事務局職員出席者

事務局 長 羽 生 満 広
議事係 長 細 川 雄 哉
書 記 山 内 千 洋

○議 事 日 程

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 7 号 余市町児童館条例の一部を改正する条例案
- 第 3 議案第 8 号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 4 議案第 9 号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第 5 議案第 10 号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について
- 第 6 議案第 11 号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 15 号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 第 8 意見案第 1 号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書
- 第 9 意見案第 2 号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める要望意見書
- 第 10 意見案第 3 号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める要望意見書
- 第 11 意見案第 4 号 認知症との共生社会の実現を求める要望意見書
- 第 12 議員の派遣について
- 第 13 閉会中の継続審査調査申出について

○議長（藤野博三君） ただいまから令和 5 年余市町議会第 4 回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は15名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、大物議員は病気療養のため欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位 9 番、議席番号15番、白川議員の発言を許します。

○15番（白川栄美子君） 令和 5 年第 4 回定例会に当たり、さきに通告しております 2 件について質問いたします。

1 件目、小中学生の不登校支援について伺います。全国で不登校の児童生徒が急増しております。理由は多様化しており、ヤングケアラーや子供の貧困、虐待のケースもあれば、友人や先生との関係がうまくいかないなど学校生活がきっかけとなることもあり、あらゆる要因が絡んでいるとも言われております。文部科学省が公表した2022年度の問題行動不登校調査結果では、小中学校の不登校は30万人に迫り、コロナ禍の2020年度から10万人以上増えていると言われております。また、各地の教育支援センターやスクールカウンセラーや専門職に相談、指導を受けていない児童生徒も過去最多となっていることもあり、深刻な実態に政府としても誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を強化するため緊急対策パッケージを策定したと伺いました。前倒しして総合対策COCOLOプランを実施するとあります。以下、伺います。

①、政府が前倒しして実施するCOCOLOプランの内容についてどのように把握されているか

開 議 午前 10 時 00 分

伺います。

②、余市町の不登校の実態はどうか伺います。

③、学校内外の専門機関とつながっていない不登校生徒はどのくらいおられるか伺います。

④、不登校児が過去最多を更新する中で、子供たちを支える親を支援していく必要性も高まっていると聞いておりますが、本町の教育委員会として現状はどうか伺います。

件名2、障害者ハンドブックの活用について伺います。第2回定例会に障害者支援についての質問でハンドブックの作成について見解を伺いました。年内完成を目指して作成を進めているとの答弁をいただいておりますが、以下伺います。

①、障害者ハンドブックは作成されたのか伺います。

②、活用する上で配付は民生委員、区会、日赤などを中心との答弁もありましたが、配付後の活用方法について伺います。

③、障害を持った方の理解促進のために活用すると思いますが、啓発事業を進めるに当たり、具体的な考えをお伺いいたします。

以上2件、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁します。

1点目の障害者ハンドブックの作成についてですが、現在障害者ハンドブックの素案を作成し、余市町身体障害者福祉協会などから意見をお聞きしており、意見を取りまとめ、年内の完成を目指します。

2点目の障害者ハンドブックの配付後の活用方法についてですが、障害者ハンドブックは町民の皆様には様々な障害の特性を理解いただき、その上で適切な配慮につながるよう作成するものです。町民一人一人が障害のある人への理解を深めていただくよう活用してほしいと考えています。

3点目の啓発事業についてですが、広報等で周知啓発を図るとともに、民生委員や各区会の研修会での活用を図るなど、障害をお持ちの方々への理解促進に努めます。

なお、教育委員会関係については、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 15番、白川議員の小学生の不登校支援についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目のCOCOLOプランについてでございますが、プランの内容については把握しているところであり、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べ、不登校になる前の児童生徒や保護者を支援できる環境の整備は重要であると認識しております。本町におきましては、適応指導教室を開設し、不登校児童生徒の学びの場を確保しており、またタブレット端末を用いて授業を受けることも可能となっておりますが、別室登校や登小学校における受入れ態勢の充実など個々のニーズに応じた受皿の整備に努めてまいります。

2点目と3点目のご質問については、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。本町の不登校の実態につきましては、6月末現在で30日以上欠席している児童生徒は11名おり、その全員が学校内または学校外における専門的な相談、指導を受けているものと認識しております。

4点目の不登校児童生徒の保護者に対する支援につきましては、学校はもとより、スクールカウンセラーや適応指導教室など関係機関と連携して引き続き適切な情報の提供や支援体制の整備について対応してまいります。また、道教委では道内で不登校の児童生徒が増加していることから、年度内に北海道版不登校対策プランを策定するところであり、今後本プランの内容を踏まえ、道教委とも連携を図り、支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（白川栄美子君） 障害者ハンドブックの

活用のほうからいきたいと思います。

年内を目指していきたいということで、年内も間近なのですけれども、できればいいなと思っています。活用する上で、今答弁もありました。私は、今後の中での活用する上で、高齢者が多い本町でありますので、今後若い人たちも高齢者を支える側として学ぶ必要がきつとあるのかなと思っています。そういった重要性は大いにありますので、またそれから災害があったときにどんな手助けをしてあげられるのかということも本当にボランティアとして学ぶと、それを本当手助けしてあげるときにスムーズに対応ができるというのがあるという思いがあって、このハンドブックを作成していただきたいということで質問いたしました。そういった部分で、今後サポーター養成講座もきつと進めていかれると思うのですけれども、これただ漠然とやるのではなくて、計画性を持っていろいろな単位の中で進めていただきたいと考えているのですけれども、本町としてはどのように考えているかということも1点伺っておきたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

作成後どのように活用するかなのですけれども、担当のほうで各種研修会などで有効に活用できるように様々な場面で使えるよう、そして啓発に努めていくということを聞いています。

○15番（白川栄美子君） 今後養成講座も開催されていくと思うのですけれども、私高校生にもぜひ養成講座を開催していただきたいなと思っています。なぜかといったら、高校生が進学する上で福祉のほうに希望する方もいれば、大学のほうに進む方もいるという状況もあるし、また今余市町の町内の高校生たちも福祉関係でボランティアとして活動されている高校生もいらっしゃると思っています。そういった中で考えると、こういった高校生を対象にした養成講座も必要なのかなとい

うことをちょっと考えておりますが、その部分では町としてどう考えるか伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、白川議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

活用の仕方については、担当のほうで様々なアイデアを出して、今後詰めていくことになるかと思っています。

○15番（白川栄美子君） いずれにしても、ただつくったで終わらないために実りある使い方をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この質問はこれで終わります。

次に、不登校の関係でいきたいと思います。いろいろ不登校生徒の実態というのはよく分かりました。私も、余市町はしいーがるずをやっているのです、その部分も見学をさせていただいたりもしておりました。そういった中で、本当に今全国の実態調査の中では増加率が小学生が高い、また中学に入ってからまた急増しているというのが現状にあるということとか、あとはなぜ不登校になるのかという理由としても無気力、不安、それからいじめを認知した割合も高いということも言われています。そういった中で、本当に今後教育委員会としてもいろいろな対策を打っていかねばいけないのかなというのを考えておりますけれども、私たちも今回COCOLOプランというのを作成するに当たり、国のほうでも公明党としていろいろな提言をさせていただいております。そういった中でちょっと質問をさせていただくのですけれども、不登校の児童生徒は一人一人が状況が大きく異なると。先ほど教育長もいろいろ説明の中で答弁していただきましたが、そういった中で教室に行きづらくなった児童生徒が学校で落ち着いて学習できる環境スペース、スペシャルサポートルームの設置を提言したのですけれども、余市町としては学びの場としてしいーがるずが今設置されておりますけれども、スペシャルサポー

トルームというのを全国的にも各学校に配置していただきたいということを提言させていただいて、それこそCOCOLOプランの中にもそれを含ませていただきました。そういった中で、今後の中で余市町としては今現在それがどういうふうになっているのか、また考え方についても伺いたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 15番、白川議員の再度のご質問に答弁をさせていただきます。

不登校の児童生徒に対する特別教室の設置についてのご質問だと承知いたしますが、先ほど答弁もいたしましたとおり、別室登校というのを実施しております。教室でなかなか授業を受けられないという子に対して別室で授業を受ける、または保健室登校というのもございまして、保健室で授業を受けていただくというような対応もしております。ただ、ご質問にありますとおり、不登校の児童生徒、非常に増えているような状況もありますので、今そういった対応をしているところがございますが、当然空き教室等を利用しているところがございますが、そういった特別な教室を求めるかどうか、必要かどうかについては今後他自治体の状況等も把握して、検討してまいりたいと考えております。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。

それから、オンライン指導できる指導体制も進めていかなければならないということで、教育委員会としてはオンライン体制も多分学校によってできているのかなと思うのですが、その部分の中で本当に不登校生徒がどれだけちゃんとしてオンライン体制ができているのかということも含めて、もしできていないのであれば、不登校教室の中にもオンライン体制を確立させたのだから、進めていただきたいと思っているのですが、その部分というのは余市町としてはどういうふうになっているのか、また今後の取組についても伺いたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 15番、白川議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

オンラインを活用した授業についてでございますが、1回目でも答弁いたしました、タブレット端末を用いて授業を受ける、これは休んでいるお子さん、自宅で受けられるような対応でございます。あと、オンライン授業も充実して、対応できるような状況になっておりますので、別室でそういった授業を受けられるという体制も整っていると思います。あと、オンラインでいいますと、もっといいますと休む理由としてなかなか学力というか、定着していなくて、学校に行きづらいという生徒さんもいらっしゃいますので、そういった部分も含めてICTを活用して児童生徒の個々の能力に応じた個別最適な学び、そういった部分についてもオンラインを使って、ICTを使って対応してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、ICTの活用ができるような環境は整っておりますので、今後もそういったICTを活用した対応に努めてまいりたいと考えています。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。

それと、前回しいーがるず訪問したときにしいーがるずに通っている生徒の中でも高校進学する受験していますよという話も伺いました。そういった中で、今教育支援センターの不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中で、そういった場での学びが学習成果として評価されないために調査書、内申書の成績、それがつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があると聞いております。これに対しても、学習の成果についてその生徒を踏まえつつ一人一人に対応したものを本当に進めていかなければならないのですが、成績評価を行うことを努力義務化することを公明党としては国のほうに提言しております。それを受けて、今回の国のプランの中にそういったことも反映されるようにという

ことで明記されておりますが、余市町として確実に学校での成績に反映させることが重要であるのですけれども、中学校における現在の状況と今後の取組、どういうふうに、何か考えているか伺います。

○教育長（前坂伸也君） 15番、白川議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

今現在青少年対策室に通っている児童生徒さん、ほぼ高校への進学はしております。そういった中で学習の評価という部分の一つ今ご指摘がありました大きな課題であると認識しております。私どもとして明確な基準は持っておりませんが、今現在の対応としては青少年対策室と中学校でそこは連携を図って、子供たちの学習の定着等々を把握した中でそういう進路指導等に努めているところでございますが、今ご指摘のあった部分については私どももこれからしっかりと対応しなければならぬと考えておりますので、そういった部分も十分意を用いて今後対応してまいりたいと考えております。

○15番（白川栄美子君） 分かりました。

あと、④番目の親に対しての支援ということでもちょっと話をさせていただきたいと思っております。不登校を経験した子供を持つ保護者に対してNPO法人登校拒否・不登校を考える全国ネットワークが昨年10月から11月に行ったアンケートの中では、不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた親が66%以上いたと。それから、孤独感、孤立感を抱いた親が53%に上がっているということですので。必要な支援として、子供の親が学校以外で安心できる居場所、人とつながれる場所を求めているのが80.5%いたということなのです。学校の柔軟な対応が76.9%、それから経済的支援が60%と掲げられていたという報告があります。また、不登校の親が手助けになったと感じた相談先としては、学校や行政の窓口よりも不登校児の親の相互交流の場であると。また、親の会やフリースク

ルを掲げる回答が多かったと言われておりました。そういった中で、このような現状を考えると、不登校の子供を支援していく上でその保護者を支援していくことは大変重要であり、不登校の保護者の会は非常に重要な役割を果たしているとも言われております。しかしながら、現状では行政からの支援はなく、意欲ある親同士が自主的に設置しているために保護者会の設置はその地域によって状況が様々だそうです。今回のCOCOLOプランの中では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して保護者を支援するということが明記されております。余市町でも専門機関とつながっていない子はいないようなことをおっしゃられていましたけれども、現実やっぱり全部全てを把握しているかなといったら、私はそうではないと思っております。見えた中ではそういうふうに答弁されたのですけれども、そうでないというのは私は思っております。そういった中で、余市町としても教育委員会が不登校の子供の保護者であれば誰でも自由に参加できる保護者会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として配置し、また不登校の子供の保護者を支援していく必要があると思っております。そういったことも含めた中でCOCOLOプランを受けての今後の取組について伺いたいと思っております。

○教育長（前坂伸也君） 15番、白川議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

不登校を抱えている保護者の方々、非常にいろいろな悩みをお持ちだということは、私も承知しております。そういった中で、私ども教育委員会としてその保護者の方々との関わりというのはなかなか持てていなかったというのは、これは事実でございます。もっとそういった関わりを持たなければならないとは思っております。学校との関係性は一定程度持っているのですが、私ども行政

としての関わりはなかなか今まで持ち切れていないということは正直申し上げます。そういった中で様々な今不登校、社会問題にもなっております、相談窓口もございます。そういった中で、私も保護者の方々に対してこういった相談窓口がありますよと、こういった学びの場がありますよという部分の情報提供をすべくその内容をホームページ、あとは町内の小中学生の全世帯にそういった周知もさせていただいております。あとは、保護者間のグループですか、そういったご質問もございましたが、事実各地域においてそういうお子さんを抱える保護者さんが集まって、いろいろ悩み事を相談し合うというような組織が立ち上がっているということも聞いておりますし、もう現にそういうところもあると思います。本町においても今そういったグループが組織されているようにお聞きしているところもございます。ちょっと私、すみません、確かな情報は得ていないのですが、そういう動きもあるということで聞き及んでいます。そういった中でグループを行政主体で立ち上げるのがいいのか、またそういった保護者の方々が自ら立ち上げる、それに行政がいろいろ関わりを持たさせていただくのがいいのか、そういった判断もあると思いますので、いずれにしてもそういった悩みを抱えた保護者の方々へのサポートという部分についてはしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（白川栄美子君） 最後になりますけれども、いろいろな前向きな答弁いただきました。今後の中で、1つだけしいーがるずの感想言わせてもらえば、しいーがるずで学んでいる子供たちが、家庭を想像した中での環境の中であそこ進められているのですけれども、ちょっと狭いのかなというのと環境が整っていないかなというのを実感しました。環境の整備です。そこをちょっと何とかもっと学びやすい環境にさせていただければなと思っておりますが、その部分を要望したいと思います。

す。

それから、今回のCOCOLOプランは、普通に教室でみんな学べる環境にあればいいのですけれども、そうでない、そういう環境に置かれていない子供にとっては重要な支援だと、私はこのCOCOLOプランはそういうプランだと思っております。行政だけで進めるということはなかなか難しいことですので、全ての関係機関との連携を本当に密にしながら、教育行政の責任者としてしっかりと進めていただきたいなと思っておりますので、最後に教育長の答弁いただいて、終わりたいと思います。

○教育長（前坂伸也君） 15番、白川議員の再度のご質問に答弁を申し上げます。

しいーがるずの環境の部分でございます。正直ご指摘のとおりといたしますか、そういった部分もでございます。今登校する、利用する児童生徒が増えておりますので、手狭になっているところもありますし、一部寒いということで、それに関係してご寄附もいただいたということもでございます。そういった中で、やはり子供たちが学びやすい環境を整えるというのは私どもも課題として捉えておりますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

あと、不登校です。今本当に社会問題になっております。国、道においても重要課題として取り組んでいるような状況にあります。私どもとしても国、道のそういった動きも注視をしながらしっかりと不登校対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（藤野博三君） 白川議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

議事の取扱い上、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午後 1時50分

○議長（藤野博三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（藤野博三君） 先ほど本会議休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果について委員長からの報告を求めます。

○6番（庄 巖龍君） 先ほど本会議休憩中に委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員7名出席の下、さらに説明員として渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今回審議されました内容につきましては、追加案件についてであります。新たに追加されました案件は、議案1件、意見案4件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

なお、日程の割り振りについては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第7、議案第15号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、意見案第1号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める要望意見書ないし日程第11、意見案第4号 認知症との共生社会の実現を求める要望意見書までの意見案4件につきましては、議員発議でありますので、それぞれ即決にてご審議いただくことに決しました。

なお、意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、一括上程の上、ご審議いただくことに決しました。

日程第12、議員の派遣についてにつきましては、

即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、閉会中の継続審査調査申出についてであります。

以上を申し上げて、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） 委員長の報告が終わりました。

ただいま議会運営委員会の委員長から報告ありましたとおり、議案1件、意見案4件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案1件、意見案4件、議員の派遣について、閉会中の継続審査調査申出についてを本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

なお、追加後の日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

○議長（藤野博三君） 日程第2、議案第7号 余市町児童館条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○子育て・健康推進課長（新木徹也君） ただいま上程されました議案第7号 余市町児童館条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

入舟町400番地に所在いたします余市町黒川児童館は、昭和41年に児童に健全な遊び場を与えるなどを目的として設置されたものでございます。しかしながら、築55年以上を経過しており、建物の老朽化と近年におきましては利用人数が著しく減少しているため廃止と判断し、余市町児童館運営委員会でお諮りし、承認され、余市町子ども・子育て会議においても報告、了承を得たことから、

余市町児童館条例の一部を改正し、令和6年3月31日をもって余市町黒川児童館を廃止とするものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第7号 余市町児童館条例の一部を改正する条例案。

余市町児童館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町児童館条例の一部を改正する条例。

余市町児童館条例(昭和43年余市町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表余市町黒川児童館の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上、議案第7号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして条例の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第7号 余市町児童館条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第3、議案第8号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長(小黒雅文君) ただいま上程されました議案第8号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案申し上げます余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)が令和5年5月19日に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和5年政令第243号)が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることに伴い、余市町国民健康保険税条例につきまして関係部分について所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の主な内容といたしましては、出産する予定、または出産した国民健康保険の被保険者につき産前産後期間相当分の国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額するための改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第8号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

余市町国民健康保険税条例（平成11年余市町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得

た額

（3）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（4）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（5）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第10条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（6）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第11条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

（1）納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年

法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の余市町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、議案第8号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご

決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料として条例案の新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

○議長(藤野博三君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第8号 余市町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第4、議案第9号 工事請負契約締結事項の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長(成田文明君) ただいま上程されました議案第9号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびご提案申し上げます工事請負契約締結

事項の変更については、令和5年第3回臨時会において議案第3号として令和5年度橋梁補修工事（第2富沢橋）の工事請負契約の締結について議決を賜っておりますが、施工に当たり橋桁の塗装塗り替え作業の段階において検出されました鉛の含有量が環境省の定める基準値を超過しておりますことから、鉛の飛散防止対策を講じた工法に変更するため契約金額の変更をいたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第9号 工事請負契約締結事項の変更について。

令和5年5月26日議決の工事請負契約締結について、次のとおり契約事項の一部を変更したいので、議会の議決を求めます。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。工事請負契約締結事項の変更について。

令和5年5月26日議決の工事請負契約締結「令和5年度 橋梁補修工事（第2富沢橋）」事項の一部を次のように変更する。

記。

第3号契約金額の部分中「一金 6,523万円也」を「一金 7,417万3,000円也」に改める。

以上、議案第9号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第9号 工事請負契約締結事項の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第5、議案第10号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○下水道課長（樋口正人君） ただいま上程されました議案第10号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします余市下水処理場し尿等受入れ施設につきましては、日本下水道事業団と3か年の基本協定により建設工事の発注から引渡しまでの管理を一括委託して、し尿等受入れ施設の建設を現在進めているところでございます。しかしながら、建設工事に係ります市場価格の上昇が続く中、予定しておりました全体事業費において不足が生じることとなりましたことから、改めて全体事業費の見直しを行ったところでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第10号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について。

令和4年6月27日議決の委託協定締結について、次のとおり協定事項の一部を変更したいので議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定について。

令和4年6月27日議決の、委託協定締結「余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設建設工事委託に関する基本協定」事項の一部を次のように変更する。

記。

第3号協定金額の部分中「金 18億2,500万円」を「金 20億9,600万円」に改める。

以上、議案第10号につきましてご説明申し上げましたので、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号 余市町公共下水道余市下水処理場し尿等受入施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第6、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○商工観光課長（原田孝嗣君） ただいま上程されました議案第11号 指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

余市町観光物産センターの管理につきましては、平成18年4月より指定管理者制度を導入しておりますが、令和6年3月末をもちまして令和3年度からの3年間の指定期間が満了することとなっております。つきましては、令和6年4月からの管理におきましても指定管理者による管理といたしたく、余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づきその候補者を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を賜りたく、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案を朗読し、説明申し上げます。

議案第11号 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和5年12月12日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。

記。

1、施設の名称、余市町観光物産センター。

2、指定管理者となる団体の名称、一般社団法人余市観光協会。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上、議案第11号につきまして提案理由のご説

明を申しあげましたので、よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第7、議案第15号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第15号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

ご案内のとおり、本町の12月8日付人事異動の発令に伴いまして固定資産評価員についても異動が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、本定例会において選任同意の提案を申

し上げる次第でございます。

地方税法第404条第2項には、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任すると規定されておりますことから、議員各位のお手元に配付してあります余市町黒川町16丁目10番地5、高橋伸明を固定資産評価員としてご同意いただきたく、提案申し上げる次第でございます。

次に、高橋伸明の職歴等について申し上げます。現住所につきましては、余市郡余市町黒川町16丁目10番地5でございます。職歴は、平成2年4月に余市町職員として採用され、企画室広報統計係に配属、それ以降総務部税務課納税係、総務部企画財政課財政係、総務部財政課財政係長、民生部保険課医療係長、総務部財政課主幹、総務部財政課長、総務部長、令和5年12月8日付で税務課長に就任し、現在に至っております。

それでは、お手元に配付してございます議案を朗読申し上げます。

議案第15号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

余市町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年12月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開きください。記、住所、余市郡余市町黒川町16丁目10番地5。氏名、高橋伸明。生年月日、昭和41年7月15日生まれ。

以上、議案第15号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省

略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第15号 余市町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意可決されました。

○議長(藤野博三君) 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第8、意見案第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める要望意見書、日程第9、意見案第2号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める要望意見書、日程第10、意見案第3号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める要望意見書の以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、日程第8ないし日程第10を一括議題といたします。

お諮りいたします。一括議題の意見案第1号ないし意見案第3号につきましては、いずれも提出者の説明及び委員会付託を省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明及び委員会付託は省略す

ることに決しました。

別にご発言がなければ、まず意見案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第1号 刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、意見案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第3号 食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第11、意見案第4号 認知症との共生社会の実現を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提出者の説明を省略することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、提出者の説明は省略することに決しました。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、意見案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これより意見案第4号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、意見案第4号 認知症との共生社会の実現を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

○議長(藤野博三君) 日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第121条の規定により、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣をすることに決しました。

○議長(藤野博三君) 日程第13、閉会中の継続審査調査申出について。

各常任委員会、議会運営委員会の委員長並びに特別委員会の委員長から、目下委員会において審査調査中の事件につき、会議規則第74条の規定に

より、お手元に配付いたしました申出のとおり閉会中の継続審査調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続審査調査に付することに決しました。

○議長(藤野博三君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和5年余市町議会第4回定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時29分

上記会議録は、細川書記・山内書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤 野 博 三

余市町議会議員 10番 伊 藤 正 明

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 13番 ジャストミートあたる